

「働き方改革推進支援助成金」のご案内

～令和2年4月申請開始予定～

『働き方改革推進支援助成金』(※)は、生産性を向上させ、労働時間の縮減に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

※「時間外労働等改善助成金」から改称予定です。

助成金の概要

時間外労働の縮減や勤務間インターバル制度の導入など、「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの費用の一部を助成します。

主なコースの内容

コース名(※1)	成果目標	助成率	助成上限額	助成対象
労働時間短縮・年休促進支援コース(※2) (新設)	以下の取り組みを1つ以上実施 ①月60時間を超える特別条項付き36協定の時間数の縮減 ②所定休日の増加 ③特別休暇の整備 ④時間単位の年休の整備	3 / 4 (※3)	最大250万円 (※4)	①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修 ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器などの導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取り組み
勤務間インターバル導入コース(※2)	新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入		最大100万円 (※4)	

※1 上記のほか、団体推進コース、テレワークコースがあります。

※2 申請に当たっては、36協定(サブロク)協定の締結状況や年次有給休暇の整備状況を確認します。

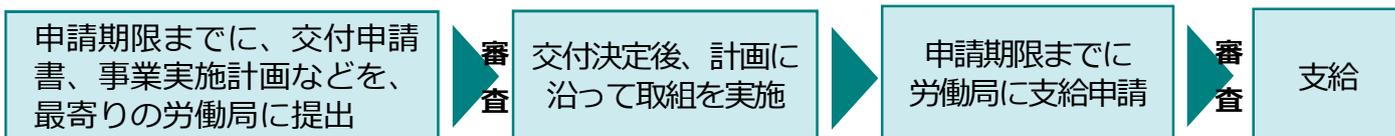
※3 30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器などの経費が30万円を超える場合は4/5助成となります。

※4 成果目標の達成に合わせて、対象労働者の賃金を3%引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に15万円～最大150万円(5%以上の場合は、24万円～最大240万円)を加算します。

注) 上記内容は、令和2年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

助成金支給までの流れ

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、4月以降、厚生労働省のホームページに公開する予定です。



ご不明な点がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 にお尋ねください。